

平成 17 年 2 月 14 日

各 位

福岡県北九州市小倉北区大倉 1 丁目 7 番 19 号
株 式 会 社 シ ダ -
代 表 取 締 役 社 長 山 崎 嘉 忠
(コード番号: 2435)
問 い 合 せ 先 取 締 役 松 尾 剛
管 理 本 部 長
電 話 番 号 0 9 3 (5 1 3) 7 8 5 5

公募新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 17 年 2 月 14 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社ジャスダック証券取引所への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行の件

- | | |
|--|---|
| (1) 発行新株式の種類及び数 | 当社普通株式 500,000 株 |
| (2) 発行価額 | 未定 |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、日興シティグループ証券株式会社、新光証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、マネックス証券株式会社、三菱証券株式会社、丸三証券株式会社及び岡三証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における価格（発行価格）は平成 17 年 2 月 28 日開催予定の取締役会において決定する発行価額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で、平成 17 年 3 月 9 日に決定する。
ただし、引受価額（引受人が当社に払込む金額）が発行価額を下回ることとなる場合、新株式の発行を中止するものとする。 |
| (4) 引受契約の内容 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における価格（発行価格）から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (5) 申込期間 | 平成 17 年 3 月 10 日（木曜日）から
平成 17 年 3 月 14 日（月曜日）まで |
| (6) 払込期日 | 平成 17 年 3 月 16 日（水曜日） |
| (7) 配当起算日 | 平成 16 年 10 月 1 日（金曜日） |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 上記のほか、発行価額、発行価額中資本に組み入れない額、その他この新株式発行に必要な一切の事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文書は当社の新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 株式売出しの件

- | | |
|--|--|
| (1) 株式の種類及び数 | 普通株式 500,000 株 |
| (2) 売出人及び
売出席式数 | 引受人の買取引受による売出し
福岡県福岡市東区和白丘 3-15-33
蒲池 真澄 300,000 株
福岡県北九州市小倉南区葛原東 2-11-25
山崎 嘉忠 140,000 株
福岡県北九州市若松区百合野町 2-16
座小田 孝安 50,000 株
福岡県福岡市東区美和台 6-25-7
松尾 剛 10,000 株 |
| (3) 売出価格 | 未定（公募による新株式発行の一般募集における発行価格と同一とする。） |
| (4) 売出方法 | 日興シティグループ証券株式会社に全株式を買取引受させる。
ただし、公募による新株式の発行を中止した場合は、株式売出しも中止するものとする。 |
| (5) 引受契約の内容 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額（引受人より売出人に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 公募による新株式発行の申込期間と同一とする。 |
| (7) 受渡期日 | 平成 17 年 3 月 17 日（木曜日） |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 売出価格、その他この株式売出しに必要な一切の事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

以上

ご注意：この文書は当社の新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 募集および売出しの概要

(1) 発行新株式数および売出株式数

発行新株式数	普通株式	500,000 株
売出株式数	普通株式	500,000 株

(2) 需要の申告期間

平成 17 年 3 月 2 日（水曜日）から
平成 17 年 3 月 8 日（火曜日）まで

(3) 価格決定日

平成 17 年 3 月 9 日（水曜日）

【一般募集における価格（発行価格）及び売出価格は、発行価額以上の価額で、仮条件に基づいて需要状況等を勘案のうえ決定します。】

(4) 申込期間

平成 17 年 3 月 10 日（木曜日）から
平成 17 年 3 月 14 日（月曜日）まで

(5) 払込期日

平成 17 年 3 月 16 日（水曜日）

(6) 受渡期日

平成 17 年 3 月 17 日（木曜日）

(7) 配当起算日

平成 16 年 10 月 1 日（金曜日）

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,238,000 株
公募増資による増加株式数	500,000 株
増資後の発行済株式総数	5,738,000 株

3. 増資資金の使途

新株式発行による手取概算額 380,000 千円については、全額事業所新設に係わる設備資金に充当するため、支払期日まで安全性の高い金融商品で運用する予定です。

(注)手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(800円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と考え、将来の事業展開と企業体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業界の動向、配当性向等を考慮のうえ、配当等によって利益還元を行っていく方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、財務体質の強化を図るとともに、事業拡大資金等に有効活用し、利益の向上を目指し企業価値を高めていく所存であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の公募増資後、増配または株式分割等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文書は当社の新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	第21期	第22期	第23期
	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益 (円)	61.03	80.22	80.57
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)
実績配当性向 (%)	-	-	-
株主資本利益率 (%)	9.8	12.2	10.6
株主資本配当率 (%)	-	-	-

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 株主資本利益率は、当該決算期の当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

3. 当社は、平成16年6月18日付けで株式1株につき10株の分割を行っております。そこで、株式会社ジャスダック証券取引所の公開引受責任担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書における1株当たり指標の遡及修正数値の取扱いについて」(平成16年12月10日付JQ証(上審)16第3号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

	第21期	第22期	第23期
	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益 (円)	6.10	8.02	8.05
1株当たり配当額 (円)	-	-	-

5. 従業員持株会への販売

今回の募集による新株式発行及び株式売出しに当たりましては、当社従業員への福利厚生等を目的として当社の従業員持株会に対し、募集新株式数500,000株のうち一定の株数を販売する予定であります。

6. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社ジャスダック証券取引所の株券上場審査基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

【注】「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかわる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文書は当社の新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。